

(施策の柱Ⅰ) 虐待の実態把握と要因分析

1 児童虐待の実態等の検証

- ・虐待相談の実態調査・要因分析【 県 】
- ・重症事例等の検証【 県 】

2 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し

- ・支援が長期化している事例の実態把握【 県 】
(2年以上個別検討会議が実施されていない在宅支援ケースの把握)

3 検証結果報告書の活用状況の把握

- ・検証結果報告書の提言内容に関する取組の推進状況の把握【 県 】
(毎年度、提言内容の取組に関する進捗を把握し推進を図る)

(施策の柱Ⅱ) 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

1 地域における見守り活動の強化

- ・地域における子育て支援の充実【 県、市町村 】
- ・民生委員・児童委員活動の強化【 県 】

2 啓発活動の推進

- ・地域で子育て家庭を見守る意識の醸成【 県 】
- ・オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発【 県、市町村 】
- ・若年者を対象とした啓発活動の推進【 県 】
- ・「体罰によらない子育て」に関する広報・啓発【 県 】
- ・里親及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進【 県 】

(施策の柱Ⅲ) 虐待の予防と早期の対応

1 母子保健活動との連携強化

- ・妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援【 県、市町村 】
- ・医療機関と連携した支援【 県、市町村 】

2 子育て支援の充実

- ・養育力を高めるための子育てプログラムの推進【 県、市町村 】
- ・学校における予防教育の推進【 県 】
- ・子育て支援事業の充実【 県、市町村 】
- ・訪問型(アウトリーチ型)子育て家庭支援の推進【 県、市町村 】

3 虐待通報対策の充実・強化

- ・県と市町村のリスクアセスメントの共通化【 県、市町村 】
- ・通報受理時の情報の共通化【 県 】

4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・要保護児童対策地域協議会の活性化【 県 】

(施策の柱Ⅳ) 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

1 一時保護の機能充実

- ・一時保護所の機能の充実【 県 】
- ・一時保護開始時の司法審査への対応【 県 】※R4法改正後、3年以内に施行
- ・児童の意見聴取及び意見表明支援の仕組みづくり【 県、施設設置者 】※R6.4施行
- ・一時保護所の設備・運営基準の策定【 県 】※R6.4施行

2 社会的養護における体制の充実

- ・都道府県社会的養育推進計画の推進【 県 】
- ・里親育成のための研修、児童を委託している里親への支援【 県 】
- ・里親支援センターの設置推進【 県、施設設置者 】※R6.4施行

3 被虐待児等へのケアの充実

- ・児童養護施設等におけるケア機能の充実【 県、施設設置者 】
(施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推進)

4 家族の再統合、子どもの自立への支援

- ・家族の再統合に向けた支援【 県、市町村 】※R6.4施行
(保護者支援プログラムの充実)
- ・家庭復帰後の支援・見守り体制の充実【 県、市町村 】
- ・施設等の入所児童に対するインケア・自立支援の充実【 県、施設設置者 】
- ・施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充【 県 】
(退所児童を孤立させず自立を支えるため、必要な経済的・心理的支援を実施する)

(施策の柱Ⅴ) 子どもと家庭を支援する体制づくり

1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化

- ・福祉・保健・教育、警察、司法等の児童に関わる連携強化【 県 】
警察・市町村・こども家庭相談センターとの連携強化【 県、市町村 】
警察・司法・こども家庭相談センターとの連携強化【 県 】
(臨検・捜索に係る合同研修の実施、子どもの心理的負担を軽減する面接研修 等)
- ・県と市町村の役割分担【 県、市町村 】
- ・情報提供に関するルール共有化【 県 】
(個別ケース検討会議の実施基準、転居時等の情報提供方法等のルール化)
- ・市町村職員とこども家庭相談センター職員との人事交流促進【 県、市町村 】
(関係機関の相互理解を図り、連携と役割分担の明確化を図るため職員派遣を実施)

2 市町村の組織体制の充実・強化

- ・市町村こども家庭センターの設置促進【 県、市町村 】※R6.4施行
- ・虐待相談対応の組織・体制の整備【 市町村 】
- ・職員の専門性の向上【 県、市町村 】
- ・市町村における相談支援体制の整備状況に関する実態調査と支援【 県 】
(市町村の相談体制状況と課題及びニーズを把握する調査を実施し必要な支援を実施)
- ・市町村における家庭支援事業の充実【 市町村 】※R6.4施行
(訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援)

3 県の組織体制の充実・強化

- ・虐待相談対応の組織・体制の整備【 県 】
- ・職員の専門性の向上【 県 】
- ・市町村研修担当職員・里親支援員等の支援者支援の拡充【 県 】
(市町村職員・里親等の支援者への研修と、支援者への相談支援を実施する体制を拡充)